



令和3年度 南城市社協 フックン・シーちゃん地域福祉活動助成事業要綱



～みんなが笑顔になれるまちづくり～

1. 事業概要

行政区やNPO及びボランティアなどをはじめとする市民活動団体が、主体的に取り組む地域福祉の増進を目的とする活動に要する費用を赤い羽根共同募金配分金及び社協会費から助成することにより積極的に取り組む団体の活動支援を図るとともに、多くの市民に赤い羽根共同募金活動や社協事業の周知を行うために実施いたします。

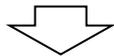
また、今年度から採択団体には地域の皆様が安心して暮らしやすくなる環境づくりのための出前講座「**ハートのまち福祉講座**」の開催を必須といたします。

2. 事業の進め方及びスケジュール

事業の検討

・・・各団体で事業の実施方法・スケジュール等を検討します。

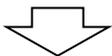
※今年度も事業説明会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止となります。申請予定している団体で事業内容等を確認したい場合は、個別対応しておりますのでTEL 098-917-5692 までご連絡ください。



提案書の提出

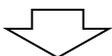
・・・検討した事業を提案書にまとめ社協へ提出します。
◎基本、受付順が審査会の順番になります。

募集期間：6月1日（火）～ 6月30日（水）午後5時まで ※期日厳守



審査会 ヒアリング

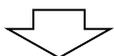
・・・7月21日（水） 予定
提案書を審査会でヒアリングをとおして審査します。



審査発表 採択書交付式

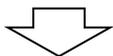
・・・7月30日（金） 予定
採択された団体は、交付式で説明を受けます。

※「ハートのまち福祉講座」の調整



事業実施

・・・事業の取り組みを行ってまいります。
令和3年8月1日（日）～ 令和4年3月4日（金） 事業終了



成果報告

・・・終了後は、実績報告書を提出していただきます。
令和4年3月11日（金） 締切

3. 提案できる事業の要件

市民活動団体が**自主的・主体的**に企画実施する地域福祉事業で、市民の福祉向上又は公益上必要と認められ、以下の要件を満たすもの。

(提案事業の内容によっては、行政機関への申請や調整が必要になる場合がありますので、申請者でご確認ください。)

- ①**地域課題の解決を図る事業**であること。
- ②**地域力の活性化を図る事業**であること。
- ③同一事業について、補助金等を受けていないこと。(国、県、市、民間補助等)
- ④令和4年3月4日(金)までに完了する事業であること。

ただし、営利を目的とする事業や地域住民の交流会、親睦会的な事業、公序良俗に反する事業、団体の経常的な運営に係る経費は対象となりません。

4. 提案できる団体の要件

自主的・主体的に事業を企画し実施する団体で、以下の要件を満たすもの。
ただし、営利を目的とする団体、政治団体、宗教団体は対象となりません。また、**審査会(ヒアリング)に参加できる団体**とします。

- ①活動拠点が市内にあり、市内に在住、在勤又は在学する5人以上の団体。
【未成年のみで団体を構成する場合は、保護者・学校の先生が代表者として参画してください。】
- ②福祉団体やボランティア活動団体等においては、概ね月1回以上の継続的な活動が行われていること、又は見込まれること。
- ③自治会内の老人会や青年会等が申込みを行う場合は、自治会長の推薦が必要になります。また、学校に属する団体等が申込みを行う場合は、学校長の推薦が必要です。同じ地域や同じ学校に属する複数団体の申請はできません。
- ④社協が提案する福祉講座のメニューから選択した講座の開催が可能な団体。
- ⑤令和元年度・令和2年度に本事業の採択を受けた団体については、今年度は申請することができません。

5. 助成金の交付額

- ①自治会(推薦団体含む) 市全域を対象とする団体 **20万円上限**
- ②テーマ又は対象者別で活動するボランティア・団体等 **10万円上限**
但し、事業収入(参加料・売上、協賛金等)がある場合は、支出総額から差引いた額を事業費とします。**又、事業内容に応じて交付額の調整をさせていただく場合があります。**

6. 交付回数の制限など

助成金は、1団体1事業のみとします。

※基本的には精算払い【後払い】ですが、助成金の交付決定額の10分の8以内

の額（千円未満の端数切り捨て）を概算払い【先払い】することができます。

7. 選考審査

選考については、社協より選任された審査員が提案書を審査します。
審査会で優先順位を付し、社協会長は予算の範囲内で交付対象事業を決定します。
また、その際に提案事業に条件を付す場合があります。

8. 審査基準

審査基準は以下のとおりです。

①事業の必要性

- ア. 地域の課題（困っていること）が明確にされていて、その課題解決のための事業になっているか。
- イ. 地域福祉の主体は住民です。事業の対象者や担い手など、新たな活動の展開や取組、新たな付加価値を生み出すことが期待できるか。
- ウ. 時代の要求、社会状況、市民ニーズなどを適正に捉え、緊急性があるか。

②事業の先駆性・専門性・創造性等

- ア. 事業の内容、手法に先駆性、専門性、創意工夫があり新たな事業展開が期待できるか。
- イ. 他の団体等への波及効果が期待できる事業か。

③地域力の底上げ

- ア. 事業の取り組みにあたって、広く地域住民へ周知し、継続的な活動が期待できるか。
- イ. 多くの支援者や理解者の協力を得るなど、新たな活動者の発掘等、住民の関心を集め、今後の活動の展開も含め期待できるか。（住民参加の促進、人が人を呼ぶ）

④その他

- ア. 以前に本事業の採択を受けたことがあるか。
- イ. 繰越金と自己負担額の割合はどうか。
- ウ. 赤い羽根共同募金運動や社協会員会費へのこれまでの協力と、これからの積極的な協力をいただくことができるか。

9. 提出書類

①提出書類

- ア. 提案書（様式第1号）

- イ. 提案事業計画及び事業収支予算書（様式第2号）
- ウ. 団体概要書（様式第3号）
- エ. 会員名簿（自治会の場合は、役員名簿のみ）
- オ. 規約又は会則
- カ. 団体収支（前年度決算）報告書
- キ. その他社協会長が必要と認めるもの
（修理、改修などの場合は、状況がわかる写真や見積書）

②要綱・様式・・・インターネットよりダウンロードできます。

<http://www.nanjo-shakyo.com>（南城市社協ホームページ）

③問合せ・提出先：南城市社会福祉協議会（南城市役所庁舎1階 東側）
〒901-1412 南城市佐敷字新里 1870 番地
TEL：098-917-5692 FAX：098-917-5694

提出期限：令和3年6月30日（水） 午後5時まで 《必着》

10. その他留意事項

①提案書の書き方

- ・募集要綱をよく読み、所定の提案用紙をご使用ください。
- ・手書きで提出する場合は、黒のペン又はボールペンで記入してください。
（鉛筆書き、消えるボールペン等は不可）
- ・パソコンなどで作成し、提出する場合は、誤字脱字、文字の見切れ等に注意してください。

【社協ホームページより様式のダウンロードができます。】



本事業は、赤い羽根共同募金配分金及び社協会費で実施されています。

